

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和7年6月27日

**令和7年7月1日から、中川・綾瀬川流域で
雨水浸透阻害行為を行う際には許可が必要となります**

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和6年3月29日に利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川が特定都市河川に指定されました。

これに伴い、令和7年7月1日から、流域内で1,000m²以上の土地を宅地等^{*1}にする行為(雨水浸透阻害行為)は、河川への雨水の流出を抑制するため、同法第30条に基づく知事等^{*2}の許可が必要となり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。

埼玉県では、引き続き、こうした法的枠組みを活用し、流域治水の取組を推進していきます。

*1 宅地等：宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道線路、飛行場、

太陽光発電施設の用に供するための土地

*2 知事等：知事、政令指定都市・中核市の長、県から権限移譲を受けた市町の長
(申請先は行為を行う地域によって異なるため、別紙をご覧ください)

1 県内の対象区域（中川・綾瀬川流域）

さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町の全部または一部

※対象区域となる中川・綾瀬川流域の範囲については、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/project/tokuteitoshikasen/index.html>

2 対象行為（雨水浸透阻害行為）

- （１）「宅地等以外の土地^{*3}」を宅地等にするために行う土地の形質の変更
- （２）土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆う行為）
- （３）ゴルフ場、運動場その他これらに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）を新設し、又は増設する行為
- （４）ローラーその他これに類する建設機械を用いて土地を締め固める行為（既に締め固められている土地において行われる行為を除く）

*3 宅地等以外の土地：山地、林地、耕地、原野等

3 許可申請手続きについて

許可申請手続き等の詳細については、以下の埼玉県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/kasen/20240329tokuteitosikasen.html>